物品壳買契約書

串間市長 島田 俊光(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは次の条項により、市有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(売買物件)

第2条 甲は、「生涯学習課公用車(トヨタ 小型バン)」を乙に売り払う。

(売買代金)

第3条 売買物件の売買代金は、金

円とする。

- 2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により令和2年 月 日までに甲の指 定する方法にて支払わなければならない。
- 3 甲は、乙が前項に規定する納入期限までに売買代金を支払わないときは、納入期限の翌日から納付する日までの日数に応じ年14.6%の割合で計算した延滞金を乙から徴収することができる。

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約締結するまでに契約保証金 ない。

円を甲に納付しなければなら

ただし、契約と同時に売買代金を支払ったときはこの限りではない。

- 2 前項の契約保証金は、前条第3項に定める延滞金及び第11条に定める損害賠償額の予定 又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が売買代金を完納したときは、乙の請求により遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、乙が売買代金を指定期日までに完納しないとき、又は甲がこの契約を解除したとき は契約保証金を没収する。

(所有権の移転)

- 第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに乙に移転するものとする。 (危険負担)
- 第6条 この契約締結後売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第7条 乙は、この契約締結後売買物件に数量の不足その他瑕疵のあることを発見しても、売 買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

- 第9条 甲は前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、 有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第10条 乙は、甲が第8条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに 売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復す ることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害 賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。 又、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額 を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために甲が損害を受けたときはその 損害の賠償を乙に請求できる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上 定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保有する。

令和 年 月 日

甲 串間市大字西方 5,5 5 0 番地 串間市長 島 田 俊 光